

2019年7月5日

各位

公益社団法人北海道観光振興機構
会長 堰 八 義 博
(公印省略)

「2019年度北海道観光欧米市場誘客促進事業」
委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃より格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集致しますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名
2019年度北海道観光欧米市場誘客促進事業
2. 事業目的
北海道のアドベンチャートラベルの魅力を欧米市場に対してPRすることにより、旅行先として北海道を認知してもらうとともに旅行意欲を喚起することで、本道への欧米観光客の誘致に繋げる。
3. 実施期間 契約締結日 ～ 2020年3月19日
4. 委託内容
 - (1) テーマ・訴求コンテンツの整理
 - (2) WEBプロモーションの実施
 - ① デジタルメディアを活用した北海道情報の発信
 - ② 欧米向け機構 WEBサイトの拡充と情報発信
 - (3) 招へいの実施
 - (4) 国際旅行博への出展
 - (5) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成
5. スケジュール (予定)

7月5日 (金)	公示・観光機構 HP に掲載
7月9日 (火)	事業説明会
7月12日 (金)	企画提案参加表明締切
7月26日 (金)	企画提案書の提出期限
7月下旬	企画提案の審査

6. 事業説明会 出席希望者は別紙にご記入の上、メールにてお申込みください
日時 2019年7月9日 (火) 16:30 ～ 17:30
場所 北海道観光振興機構 1F 会議室

<お問い合わせ>

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

誘客推進本部 海外誘客部 担当 山科

TEL 011-231-6736 FAX 011-232-5064

E-mail m_yamashina@visithkd.jp

2019年度北海道観光欧米市場誘客促進事業

説明会参加申込書

送信期限 2019年7月8日(月) 16:00まで

送付先 海外誘客部 担当 山科

E-mail m_yamashina@hkdvisit.or.jp

貴社名			
連絡先			
	部署名	役職	氏名

「令和元年度 北海道観光欧米市場誘客促進事業」 企画提案募集要領（企画提案指示書）

1. 目的

平成30年度の来道外国人観光客数は280万人となり北海道を訪れる外国人が益々増加する中、アジアからのお客様が約9割を占めており、市場を分散し安定的な外国人観光客数の増加を図るため、欧米市場からの誘客を行い、各種取り組みを実施する。

2. 事業概要

本事業のテーマを「アドベンチャートラベル」とする。

「アドベンチャートラベル」は、自然との関連性、異文化交流、身体的活動（アクティビティ）の3つの要素のうち少なくとも2つを伴うものと定義され、豊かな自然環境、文化を持つ北海道にとってより地域の活性化につながる旅行スタイルと言える。近年、欧米を中心に大きなマーケットを形成しており、今後、北海道がアドベンチャートラベルにおいて、世界的なデスティネーションとなる可能性も十分にある。そこで、本事業は「アドベンチャートラベル」を中心に事業を展開していくが、北海道特有の観光素材や食なども取り入れながら、事業全体を構成することとする。

3. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり民間企業等に委託して実施する。

4. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

(1) 次のいずれかの者であること。

ただし、コンソーシアムの場合には、別紙 協定書を提出する事。

①民間企業

②特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人

③その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

5. 契約方法 公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

*企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

6. 委託事業費（上限） 45,500,000円（消費税込み）

7. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結の日～令和2年3月19日（木）

(2) 業務スケジュール：

7月 5日（金）：公示・観光機構 HP に掲載

7月 9日（火）：事業説明会

7月12日（金）：企画提案参加表明

7月26日（金）：企画提案の受付・受領期限

7月下旬：企画提案の審査、委託事業者決定

8月上旬：契約締結・業務開始

(3) 業務完了日

令和2年3月19日（木）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

8. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) テーマ・訴求コンテンツの整理

北海道のブランドイメージを構築するため、アドベンチャートラベルの3つの要素（自然・異文化交流・アクティビティ）を中心に北海道の強みを生かしたテーマ・コンテンツを整理すること。その上で昨年の事業で精査した①「タンチョウバードウォッチング」②「世界自然遺産知床とヒグマ」④「阿寒湖のアイヌコタンアイヌ古典舞踊」④「釧路湿原のカヌー」⑤「ゴジラ岩と流氷ウオーク」⑥「大雪山国立公園のトレッキング」に加え、新たに9つ以上のコンテンツを提案すること。

- ・欧米目線を意識し、北海道が世界に通用するアドベンチャーの観光資源を整理・分類し、欧米客の嗜好に応じたテーマ、訴求コンテンツを提案すること。
- ・全道を対象としたコンテンツとすること。
- ・アドベンチャートラベルコンテンツ例
 - 自然 — 国立公園、世界自然遺産、野生動物、自然観察 等
 - 異文化交流 — アイヌ文化、日本文化 等
 - アクティビティ — トレッキング（登山）、カヌー、カヤック、グランピング等

(2) WEB プロモーションの実施

上記、「アドベンチャートラベル」を訴求し北海道の認知向上や旅行需要を喚起するため WEB プロモーションを展開する。

① デジタルメディアを活用した北海道情報の発信

北海道の認知向上、興味喚起のためのデジタルプロモーションを展開する。

- ・メディア露出の具体的な展開案を提案すること。
- ・対象国別に、具体的なメディアを提案すること。
- ・メディア毎に成果目標（KPI）を設定し、実現させること。

② 欧米向け機構 WEB サイトの拡充と情報発信

・機構 WEB サイトとは、BEST of HOKKAIDO NATURE GUIDE <https://best.visit-hokkaido.jp/nature/>のことである。

- A. (2) で新たに追加するコンテンツ情報を掲載すること。
- B. 新たにドイツ語ページを追加作成すること。
- C. サイト PV 数を拡大するための WEB プロモーション手法を提案すること。
- D. 成果目標（KPI）を設定し、実現させること。（昨年度月平均 19000PV/月）
- ・GoodayHOKKAIDO（英語） <https://en.visit-hokkaido.jp/> サイトと連動させること。
- ・その他、招へい、旅行博、デジタルメディア等の事業と連動させること。

(3) 招へいの実施

北海道の認知向上を図るため効果が期待できる旅行雑誌や WEB メディア・ブロガー、旅行会社等の招へいを実施する。

- ・対象国：英国・ドイツ・米国
- ・招聘時期：9月～10月
- ・日数：8日間以上
- ・内容（エリア）：8-(2)で提案したテーマ・コンテンツを活用した内容、エリアとすること。
- ・回数：2回以上（旅行会社1回以上、メディア1回以上）

(旅行会社)

- ・アドベンチャートラベル取扱い旅行会社 10社以上（日系系列旅行会社は不可）
※旅行商品造成を招聘条件とする。
※商品造成に向けたフォローアップをおこない、事業報告書に商品造成状況を記載すること

(メディア)

- ・アドベンチャートラベルに影響力のあるメディア4社＋オンラインプラネット社 計5社以上。
- ・8-(2)WEB プロモーションとの連動等、効果的な手法を提案すること。
- ・8-(2)招聘メディア記事を BEST of HOKKAIDO NATURE GUIDE サイトにも掲載されることが好ましい

(4) 国際旅行博への出展

アドベンチャートラベルをテーマに北海道の認知度向上を図る。また、フィンエアー新千歳空港線冬季就航についても PR する。BtoB 旅行博では、業界関係者とコネクションを増やすことも目的の一つとする。

(英国)

World Travel Market2019 ロンドン

時期：2019年11月4～6日

(ドイツ)

ITB BERLIN 2020 ベルリン

時期：2020年3月4～8日

(スペイン)

Fitur (Feria Internacional de Turismo) マドリッド

時期：2020年1月22～26日 (5日間)

(業務内容) 共通

- ①ブース出展にかかる企画、運営 (出展は1ブース)
- ②ブース運営にかかる必要な各種備品の手配
- ③配布資料等の送付
- ④通訳の手配
- ⑤北海道側参加者のとりまとめ
- ⑥アンケート作成、実施、集計、分析

(5) 北海道 BtoB セミナーの開催

アドベンチャートラベルをテーマとした業界関係者向けのセミナーを開催する。

セミナー時間は正味2時間とし、北海道側参加者がある場合は、調整すること。

・開催都市と開催時期：パリ(1月開催)、

ロンドン(11月)、ベルリン(3月)、マドリッド(1月)

※ロンドン、ベルリン、マドリッドは、(4) 国際旅行博と連動して実施すること。

(手配内容)

ア) 旅行会社への募集案内、集客管理、最終確認

※想定旅行会社数：20社以上

イ) 通訳派遣

※セミナープレゼンテーションは、通訳者が行うため北海道観光に精通したものが好ましい

ウ) プレゼンテーション用のパワーポイント作成

内容はアドベンチャートラベルコンテンツを中心に、スキープロモーション、

エ) 会場手配、セミナー運営に必要な備品等の手配

※会場は参加者が来場しやすいよう立地を考慮する

オ) セミナー参加者への記念品

(6) ATWS2019 ヨーテポリ視察の英語通訳兼コーディネーターの手配

時期：9月15日から20日まで AT 英語通訳説明兼コーディネーター1名

(ただし9月15日夕方ヨーテポリ空港からホテル、9月20日のホテルからヨーテポリ空港までは英語のアシスタントガイドとする)

(7) ツール制作

①BEST of HOKKAIDO NATURE GUIDE パンフレットの増刷

部数：5,000部

②アドベンチャートラベル関連のデータ資料制作

ATWS2019 や各旅行博、BtoB セミナー等で、業界関係者に配布するための情報をデータ資料として作成し、USBメモリに格納する。

・データ化する情報について、提案すること。

・業界関係者が自由に活用できるフリー画像素材が含まれることが好ましい。

・言語：日本語、英語

・本数：USBメモリ 英語1,000本 日本語1本

(8) その他

上記(1)～(7)の業務の他に、委託上限額の範囲内で、対象市場からの誘客に効果的と思われる企画を提案することも可とする。

(9) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成

- ・プロモーションの集客目標や広告換算等、当該事業の有効性を測る事業指標または成果指標を設定し、それぞれの目標値を示すこと。
- ・事業の取り組み内容に応じた成果(広告費用換算、メディア露出、WEBサイトPV数等)を具体的な数値で整理、検証し、成果、課題、提言等により報告書を作成すること。

9. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

(1) 表明期限：令和元年7月12日(金) 午後4時

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構 海外誘客部

(担当：山科) E-mail：m_yamashina@visithkd.jp

(3) 表明方法 Eメールにて、参加の意思があることを表明する(書式自由)。

10. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) これまでの事業実績

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、海外での観光プロモーション事業の実績について、過去2年分を記載すること。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制を具体的に記載すること。
なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載すること。

事業受託者職員の人件費を見積書に明記すること

※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない

- ① WEBプロモーションに関する必要経費（掲載費、翻訳費、取材費、サイト制作費等）
- ② 招へいに関する必要経費（交通費、滞在費、通訳費、添乗費等）
- ③ 旅行博出展に関する必要経費（出展費、装飾費、資料送付費、通訳費等）
- ④ セミナー開催に関する必要経費（会場費、通訳費、プレゼン資料作成費、備品等）
- ⑤ ツール制作に関する必要経費（印刷代、データ資料作成費、USBメモリ代等）

1 1. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版とする。ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。

(2) 企画提案は1社1提案とする。

例) メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

1 2. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 7部（会社名、業務従事者指名を記載したもの1部、記載しないもの6部）

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 海外誘客部
(担当：山科) E-mail：m_yamashina@visithkd.jp

(3) 提出期限 令和元年7月26日（金）午後4時

(4) 提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAXやメールでの提出は不可。

1 3. 企画提案に関するヒアリング

(1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。

(2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とします。

(3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。

(4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。

(5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。

(6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは、6名までとする。

1 4. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

欧米のアドベンチャートラベルの特性を的確に捉え、認知度アップ、来道促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

欧米におけるWEBプロモーション、招へい、旅行博の実績、北海道の情報発信を行うノウハウ、アド

ベンチャーに関わる事業を滞りなく遂行する経験があり、業務を遂行する能力があると判断できるか。
特に、当事業は、内容が多岐にわたり、膨大な業務量になることが予想されることから、業務実施体制についても評価する。

15. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。
- (5) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

別紙

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「平成30年度北海道観光欧米市場誘客促進事業（アドベンチャートラベル層向け）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「平成30年度北海道観光欧米市場誘客促進事業（アドベンチャートラベル層向け）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第 1 1 条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第 1 2 条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 1 3 条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 1 4 条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 1 5 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 1 6 条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第 1 7 条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 1 8 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 1 9 条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外 社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本 通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各 1 通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

平成 年 月 日

代表者	(所在地)	
	(名 称)	
	(代表者)	⑩
構成員	(所在地)	
	(名 称)	
	(代表者)	⑩
構成員	(所在地)	
	(名 称)	
	(代表者)	⑩